

第6章 計画の推進

6-1 推進体制

6-1-1 計画を具体化するための体制づくり

地球温暖化の対策は、本計画の推進主体である「市民」「事業者」「行政」の各主体が環境に配慮した行動を行うのはもちろんのこと、お互いが協力し合うことで初めてその効果を発揮することができるものも多くあります。

このため、「浜田市地球温暖化対策地域協議会」を設置し、各実施主体や自治区ごとに地域の実情に応じた具体的な削減事業実施の中核的な役割を担い推進します。



金城町 波佐
「あしお杉」

地球温暖化対策の推進に関する法律

(地球温暖化対策地域協議会)

第二十六条 地方公共団体、都道府県センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を組織することができる。

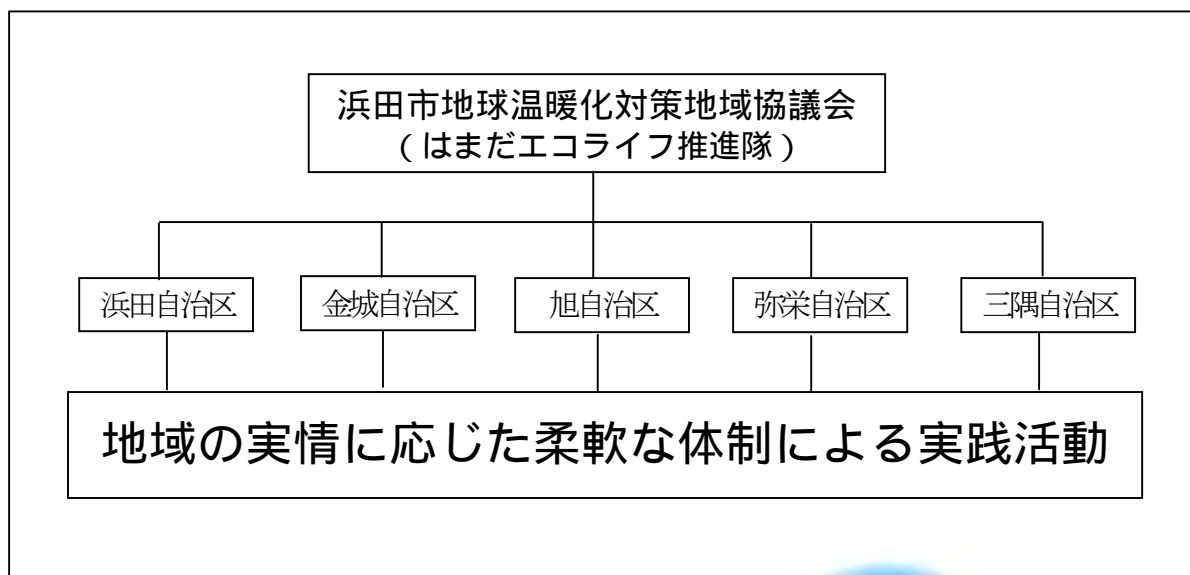
6-1-2 地球温暖化対策地域協議会の設置 (はまだエコライフ推進隊)

本計画の推進と進行管理を行うことを目的に、「浜田市地球温暖化対策地域協議会」を設置し、温室効果ガス削減目標の達成に向けた取組みの実施及び取組み結果の評価を行うこととします。

地球温暖化防止の取組みを進めていくうえで、ごみの減量化やリサイクルなど循環型社会形成を通じた、社会全体としての温室効果ガスの削減も重要となることから、本協議会では、マイバッグ持参運動などのごみ減量化対策推進に関する取組みも併せて進めていくこととします。

協議会全体では、各自治区からの代表者により構成される委員において、全市で一体的に行う温暖化対策を検討し、各自治区においては、地域の個性を生かした対策に取り組むこととし、現在、地球温暖化対策を始めとする環境問題に取り組んでおられる、市民グループや団体の皆様のご協力をいただくとともに既存の組織を活用するなど、効果的な取組みができるような体制を整備します。

また、より地域に密着した取組みができるよう、小学校区単位や公民館単位など地域の実情に応じた柔軟な体制づくりを図ります。



6-1-3 各主体の役割

目標を達成するため、本計画においては、市民・事業者・行政を具体的な活動の取組み主体と位置づけています。

また、本計画は、目標達成に向けた活動の指針として、市民・事業者・行政それぞれが自主的に取り組むべき方向と役割を示すものであり、このための具体的な実践項目を掲げています。

《市民の役割》

市民は、日頃から地球温暖化などの環境問題に関心を持つとともに、様々な機会を利用して、温暖化対策について取り組んでいくよう努めます。

具体的には、家庭での電気・ガス・ガソリン等の使用量を知り、エネルギーの節約、自動車利用の削減、省エネルギー機器の利用、マイバッグの持参など、日常生活の中でできる温暖化対策に取り組めます。

また、[※]エコライフチャレンジしまねや各種イベントへの参加に努めます。

《事業者の役割》

事業者は、業種の特性や組織規模に応じた形で、継続的に温暖化対策に取り組む体制・組織を整備します。

また、工場・事業所での電気や燃料の使用状況の把握、一般的な省エネ対策や業種特性に応じた省エネ対策の実施、[※]新エネルギーの導入など、事業活動の中でできる温暖化対策に取り組めます。



熱田町 「5万トンバース(浜田商港)」

《行政の役割》

浜田市は、自ら率先してオフィスでの省エネ対策、公共施設整備における省エネ対策や新エネルギーの導入に努めます。

また、市民・事業者が地球温暖化問題への認識を高め、温暖化対策に取り組むことができるよう、教育啓発、情報の発信と共有、新たな仕組みづくりなどを積極的に推進します。



6-2 進行管理

6-2-1 目標達成状況の把握

本計画の目標達成状況の把握については、毎年度、市民・事業者へのアンケート調査の実施や環境清掃指導員の協力による取組み状況の把握のほか、[※]エコライフチャレンジしまねへの参加状況の結果などから、二酸化炭素排出量の削減状況を推測します。

また、計画の最終年度においては、地域省エネルギービジョンにおいて調査・推計した手法を用いて、「産業」「民生業務」「民生家庭」「運輸」の各部門において、エネルギー種類別消費量を推計し、二酸化炭素排出量の削減状況を算出することとします。

6-2-2 計画の見直し

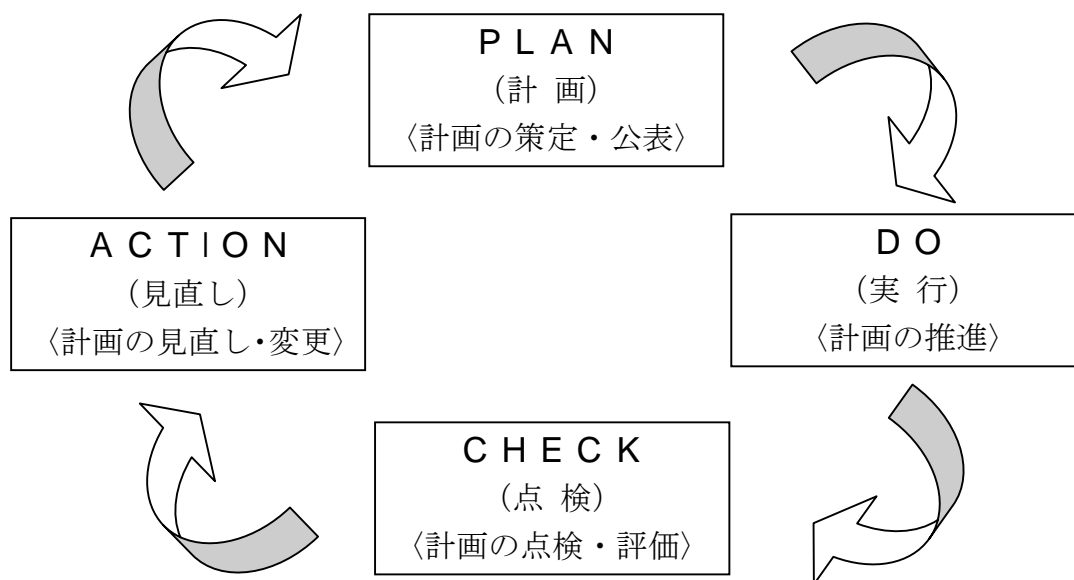
本計画の目標達成状況、取組み状況、社会経済情勢の変化、地球温暖化に関する国内外の動向を踏まえて、柔軟に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、削減目標達成のための各取組み項目の実施状況によって、その都度プランの変更を行うとともに、温室効果ガスの算定方法についても、国のガイドラインの改定や地球温暖化対策結果を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。



6-2-3 進行管理

本計画の推進にあたっては、浜田市地球温暖化対策地域協議会の機能を有効に活用し、「P・D・C・Aサイクル」の考え方を取り入れ、継続的に改善していきます。



6-2-4 評価・公開

目標達成状況や削減量を総合的に評価し、必要に応じて施策の拡充を図ります。

また、進捗状況や達成状況を広報紙や市ホームページなどで公表し、情報の共有を図ります。



旭町 都川「都川の棚田」